

第3次犯罪被害者等基本計画 の策定等について

平成27年5月22日(金)
都道府県・政令指定都市主管課室長会議



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

内閣府犯罪被害者等施策推進室
参事官 及川 京子

1

第3次犯罪被害者等基本計画の策定①

3月～5月(次回5月26日)

専門委員等会議

- ・論点の検討①～③

6月 専門委員等会議

- ・男女共同参画会議の検討結果を踏まえることとされた要望に対する対応の検討①
- ・計画案骨子(案)の検討①

7月 専門委員等会議

- ・男女共同参画会議の検討結果を踏まえることとされた要望に対する対応の検討②
- ・計画案骨子(案)の検討②

9月 専門委員等会議

- ・現行計画の実施状況の評価(案)の確定
- ・パブコメ用計画案骨子(案)の確定



第3次犯罪被害者等基本計画の策定②

10月 犯罪被害者等施策推進会議

- ・現行計画の実施状況の評価
- ・パブコメ用計画案骨子の決定

→計画案骨子に対する意見募集(パブリック・コメント)

平成28年

1月 基本計画策定・推進専門委員等会議

- ・第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)案の確定

3月 犯罪被害者等施策推進会議

- ・第3次犯罪被害者等基本計画(仮称)案の決定

3月 閣議

- ・第3次犯罪被害者等基本計画(仮称) 閣議決定



第3次犯罪被害者等基本計画の論点

【論点】

- 1 地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進
- 2 犯罪被害者等を支える気運の醸成
- 3 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援
- 4 被害児童に対する国費による専門的治療等
- 5 犯罪被害者等に対する中長期的支援
- 6 犯罪被害者等の安全・安心の確保
- 7 民間団体の活動促進
- 8 加害者の損害賠償責任の実現方策

第3次犯罪被害者等基本計画の論点

1 地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進

【今後の方針】(内閣府)

- (1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置促進
- (2) 地方公共団体における総合的窓口等の充実促進
- (3) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進
- (4) 社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実
- (5) 地方公共団体間の連携・協力の促進

5

第3次犯罪被害者等基本計画の論点

2 犯罪被害者等を支える気運の醸成



【今後の方針】(内閣府)

- (1) 犯罪被害者週間にあわせた集中的な広報啓発
- (2) 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発
- (3) 一般国民に対する効果的な広報啓発
- (4) 民間部門との協働等による効果的な広報啓発

6

地方公共団体の被害者支援体制

➤地方公共団体の責務(基本法5条)

基本理念にのっとり、

–国との適切な役割分担を踏まえて、

–その地方公共団体の地域の状況
に応じた

施策を策定し、及び実施する

7

地方公共団体の被害者支援体制

施策主管課及び総合的対応窓口

内閣府において、**市町村**における犯罪被害者等**施策の窓口となる部局の確定**状況について定期的に確認するとともに、**市町村**における犯罪被害者等に関する**適切な情報提供を行う総合的に対応窓口**の設置を促進するよう要請する。

(以下略)【施策番号142】

(第2次基本計画第4, 1(1)イ)

8

地方公共団体の被害者支援体制

施策主管課の確定状況

平成27年4月1日現在(速報値) 市区町村数は26年は1,722

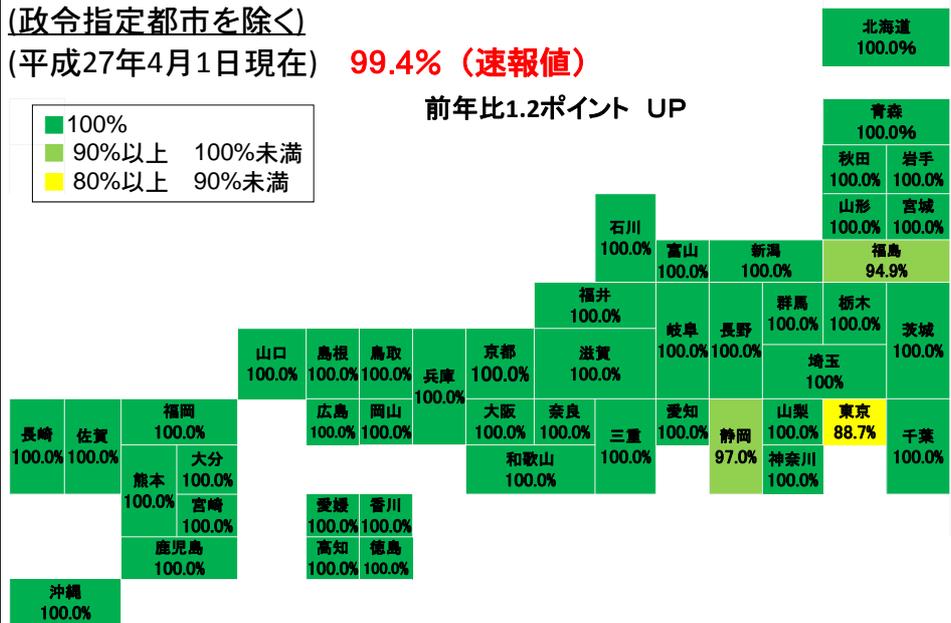
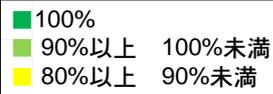
地方公共団体(数)	平成26年	平成27年	増(P)
都道府県(47)	47	47	0
政令指定都市(20)	20	20	0
市区町村(1,721)	1,691 (98.2%)	1,710 (99.4%)	19 (1.2P ₉)

市区町村における犯罪被害者等施策主管課の確定状況

(政令指定都市を除く)

(平成27年4月1日現在) **99.4% (速報値)**

前年比1.2ポイント UP



地方公共団体の被害者支援体制

総合的対応窓口の設置状況

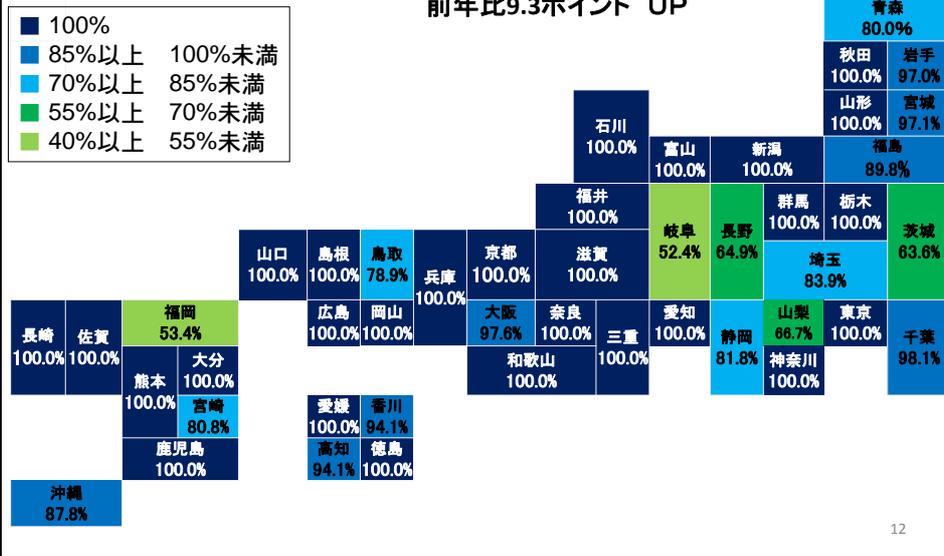
平成27年4月1日現在(速報値) 市区町村数は26年は1,722

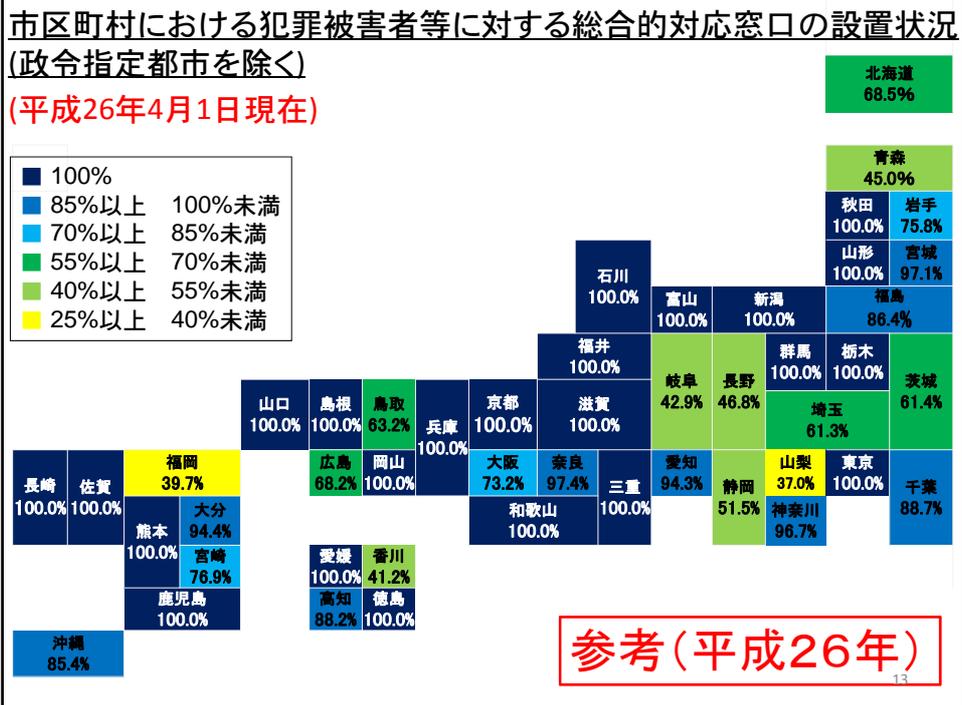
地方公共団体(数)	平成26年	平成27年	増(P)
都道府県(47)	47	47	0
政令指定都市(20)	20	20	0
市区町村(1,721)	1,390 (80.7%)	1,549 (90.0%)	159 (9.3P)

市区町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況 (政令指定都市を除く)

(平成27年4月1日現在) **90.0% (速報値)**

前年比9.3ポイント UP





地方公共団体の被害者支援体制

条例制定、計画・指針策定等の状況

平成27年4月1日現在(速報値) 市区町村数は26年は1,722

地方公共団体(数)	平成26年	平成27年	増
都道府県(47)	42	43	1
政令指定都市(20)	10	13	3
市区町村(1,721)	392	427	35

地方公共団体の被害者支援体制

見舞金制度等の導入促進

内閣府において、地方公共団体に対し、**犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請**するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を**犯罪被害者白書**に掲載する。【施策番号15】

(第2次基本計画 第1.2(4))

15

地方公共団体の被害者支援体制

見舞金制度等の導入状況

平成27年4月1日現在(速報値) 市区町村数は26年は1,722

地方公共団体(数)	平成26年	平成27年	増
都道府県(47)	2	2	0
政令指定都市(20)	2	2	0
市区町村(1,721)	99	102	3

16

地方公共団体の被害者支援体制

中長期的な居住場所の確保

犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、**居住場所の確保や被害直後からの生活支援策**に対する取組がなされるよう、内閣府において、**地方公共団体に対して啓発・情報提供**を行う。【施策番号27】
(第2次基本計画 第1.3(2)才)

17

地方公共団体の被害者支援体制

公営住宅等への入居に際しての配慮

平成27年4月1日現在(速報値) 市区町村数は26年は1,722

地方公共団体(数)	平成26年	平成27年	増
都道府県(47)	41	41	0
政令指定都市(20)	11	12	1
市区町村(1,721)	171	205	34

18

配慮の内容(市区町村)

- ・抽選によらず入居・・・60
- ・入居要件の緩和・・・48
- ・抽選倍率の優遇・・・56
- ・その他・・・75

※ 地方公共団体によっては、複数の制度を運用している。

19

地方公共団体の被害者支援体制

ハンドブックの作成・活用

犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」作成、活用等について要請する【施策番号141】

(第2次基本計画 第4.1(2)ア)

20

地方公共団体の被害者支援体制

ハンドブックの作成・活用

平成27年4月1日現在(速報値) 市区町村数は26年は1,722

地方公共団体(数)	平成26年	平成27年	増
都道府県(47)	42	45	3
政令指定都市(20)	9	9	0
市区町村(1,721)	15	25	10

21

平成27年度内閣府の事業等

■体制整備促進事業■

地方公共団体(都道府県・政令指定都市)と共催で、地域の犯罪被害者等支援体制を整備するための事業を実施

☆平成27年度実施予定

@宮城県、大阪府、和歌山県、沖縄県、横浜市、名古屋市、大阪市

22

平成27年度内閣府の事業等

■ 犯罪被害者週間事業 ■



毎年11月25日～12月1日

内閣府において、関係省庁等の協力を得て、啓発事業を集中的に実施

中央イベント(内閣府主催)

地方大会(地方公共団体と共催)

☆平成27年度実施予定

@京都府、広島県

23

その他の課題

■ 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援 ■

(平成26年1月30日「犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめ)

「犯給制度の拡大適用の形ではないとしても、社会の連帯共助の精神にのっとり、何らかの経済的支援をスタートさせるべき」

(同年3月26日「犯罪被害者等施策推進会議」決定)

「取りまとめに従った施策の推進については、与党と連携しつつ、具体化に向けた取組を進める。」

→同年6月、与党より、「**国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案**」提出→廃案→検討中

24